

令和5年度 仙台市障害者施策推進協議会（第5回）議事録

- 1 日 時 令和5年10月26日（木曜日）18：30～20：10
- 2 場 所 市役所本庁舎8階第一委員会室
- 3 出 席 大坂委員，三浦委員，秋山委員，小野委員，小幡委員，菅野委員，熊井委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，西尾委員，支倉委員，早坂委員
- ※欠席：奥田委員，鹿野委員，高橋（秀）委員，中嶋委員，野内委員，山下委員
- [事務局]清水障害福祉部長，小幡障害企画課長，穴戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課担当課長，小西障害企画課企画係長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長，門田精神保健福祉総合センター相談係長，薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，五十嵐太白区障害高齢課長，坂井泉区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，菅原宮城総合支所障害高齢課長，牧野障害福祉サービス指導課指導第一係長，阿部障害企画課助成給付係長，野呂障害者支援課地域生活支援係長，佐藤障害者支援課施設支援係長，内藤主査，篠木主任，五戸主事，大谷主事，黒石主事
- ほか傍聴者 2名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

暑い暑いと思っていましたが，大分秋も深まってまいりました。それとともに，インフルだ何だって，また特にお子さんのほうはものすごくはやっているようで，我々も十分注意しながら，ワクチンを打ちながら何とかやり過ごすことができればというふうに思っております。

さて，本協議会も，秋が深まるとともに，今回は中間骨子案と，それから関連機関3つの協議の場からの報告ということで，少し私たちの頭を整理しながら次へ進むための重要な会議でございます。皆様には積極的な発言をお願いし，実りあるものになりたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局 大坂会長，ありがとうございます。

(小西係長) それでは，ここからの進行は大坂会長に進めていただきます。よろしく願いい

たします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より西尾雅明委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

（1）次期計画の方向性（理念・基本目標）について

（2）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案骨子について

報告事項

（1）関連機関からの報告について

①仙台市障害者自立支援協議会

②仙台市精神保健福祉審議会

③仙台市発達障害者支援地域協議会

協議事項

（1）次期計画の方向性（理念・基本目標）について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、次第2の議事に入りたいと思います。

協議事項（1）次期計画の方向性（理念・基本目標）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 障害企画課，小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項（1）次期計画の方向性（理念・基本目標）につきましてご説明いたします。

次期計画の理念や基本目標につきましては、8月の協議会でご協議いただいたところでございます。その際に皆様からいただいたご意見も踏まえまして、今回改めて整理させていただきましたので、そのほかの修正点等も含めましてご説明させていただきます。

それでは、資料1-1「次期計画の方向性について（案）」をご覧ください。

資料中、下線を引いた部分が、現行計画からの変更点とか要素として追加した点となっております。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

まず1ページになりますけれども、第3章の「1 理念」につきましては、現行計画からの変更点は8月にご説明した内容と変わりはありません。ただ1つ、4段落の最後に、障害者権利条約に関して障害者権利委員会の総括所見について触れていた部分がありましたけれども、実は、この第3章の前の第2章のところで、障害者を取り巻く現状のところに、1（2）として障害者権利条約の項目もありまして、そこでこの総括所見について触れることとなりますので、重複する内容になりますので、第3章からは削除したというところがございます。

2ページにお進みください。

基本目標のほうですけれども、第1段落について修正を加えております。8月の協議会では、障害のある方などが、「その能力を最大限発揮して自己実現するためには、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会の中で自立して希望する生活を営む権利が保障されることが前提となる」というふうにしておりました。ただ、協議会でご意見をいただいたところ、「障害の有無にかかわらず、自己実現というのは本来ありのままの自分で自分らしく生きること」ということであって、「能力を最大限発揮しなくても社会参加は当然認められるべきであり、社会参加したいと思わなくても自分が希望する生活を求めていくということは認められるべき」と、そういったご意見をいただきました。そのため、修正後の内容としまして、第1段落にあるように、「障害のある方が、自立して希望する生活を営む権利が保障されることを前提として、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切」というふうに変更しております。

なお、8月にはこの内容を最後のほうの段落に入れておりましたが、こちらの考え方、基本目標の考え方の前提となりますので、第1段落のほうに移動しております。

また、第4段落では、「共生のまち・共生する社会」の実現には障害理解の浸透が必要であると、そういう旨をまとめておりますけれども、8月の協議会で、「障害者差別解消条例の中に障害理解教育の推進等を新たに設けている。そういう以上は、第一義的に大きな役割を担うのは行政であることを明確にすべき」と、ご意見をいただきましたことから、第4段落の最後で、障害理解の浸透について「市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要がある」というふうに変更しております。

そのほかの下線部につきましては、文章として読みやすいように修正を加えておりますけれども、趣旨は8月にお示した内容と変更はありません。

なお、3ページ、4ページには、8月の協議会での関連するご意見を参考としてまとめてございます。

協議事項（1）についてのご説明は以上ですが、新たな視点や改めて確認しておくべきことがないかなどご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたし

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

ます。

会 長 ありがとうございます。
では、皆様からご意見・ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。
私どもの意見を盛り込んでいただいたということでございますが、いかがでございましょうか。小幡委員。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡でございます。
8月の協議会の際にお聞きしなかった点なんですけれども、改めて申し訳ありません。
理念のほうですが、5つ目の点の下線が引いてある部分ですが、この中で、「心と命を守る支えあいのもと」という記載があるのですが、具体的にはどのようなことを想定されているのかお聞きできればなと思いました。

会 長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 「心と命を守る支えあいのもと」という表現ですけれども、実は仙台市基本計画の中の表現でございまして、申し訳ありません、その趣旨につきましては改めて確認させていただいて、また次回、報告させていただければと思います。

小幡委員 ありがとうございます。この言葉だけですと、具体的にどういうことを理念とされているのがよく分からない面がありますので、もし可能であれば、そちらの趣旨の部分をこちらにうまく文章化していただいたほうがいいのかと思いました。
以上です。

会 長 ありがとうございます。実効性あるものにするためには具体的に理解が深まるもののほうがいい、そういう表現のほうがいいということでのご意見ということでよろしいでしょうか。はい。
ほかにございますでしょうか。
よければ、また戻ってご質問いただいても結構ですので、先に進めてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案骨子について

会 長 では、次に入ります。
次第2の協議事項（2）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の中間案骨子について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局
(小幡課長)

障害企画課の小幡でございます。

協議事項（2）仙台市障害者保健福祉計画等の中間案の骨子につきましてご説明させていただきます。

障害者保健福祉計画等につきましては、11月、次回の協議会に中間案ということでお示しさせていただいて、12月にパブリックコメントを実施する予定としております。

今回は、その中間案の11月にお示しするものの骨子ということでまとめてございましたので、そちらをお示しするというものでございます。

これまでご協議いただいた理念、基本目標、基本方針、重点取り組みに加えまして、次期計画から新設する障害者保健福祉計画の成果指標（基本方針の成果指標、重点取り組みの成果指標）なども記載しておりますので、各記載事項について、新たな視点、それから確認しておくべきことがないかなど、ご意見をお願いできればと思います。

それでは、資料1-2をご覧ください。

こちら、横長の表になっておりますが、まず左上のほうから確認させていただきます。

計画の概要になります。

こちらの計画の位置づけ、期間というところにつきましては、これまで協議会の中でご説明させていただいたところでございます。対象につきましては、これまでには障害者基本法に定義される障害者のほか、それ以外の福祉制度の谷間にある方々やその家族というふうに対象をこれまでの計画では行ってきましたが、障害理解啓発の対象となる市民であるとか、合理的配慮の取り組み、人材確保・定着支援などの対象となる事業者・団体、そういった方への施策も計画に含まれますことから、対象として「障害のある方を含むすべての市民、事業者、団体」と規定しております。

次に左下、現計画期間の主な取り組みと新計画に向けた課題になります。

この左側に現在の計画の基本方針、5つの基本方針、真ん中にその基本方針ごとの現計画期間の主な取り組み、右側に新たな計画に向けた課題を記載してございます。

一番上のところ、基本方針1の障害理解、権利擁護につきましては、課題として、障害理解促進に関する事業の継続、事業者への合理的配慮の周知というところを挙げております。

基本方針2の障害児への支援につきましては、課題として、地域の保育所・幼稚園・学校等での支援力の向上、それから医療的ケア・重症心身障害・強度行動障害など専門的な対応を必要とする児童への支援の強化というところを挙げておりま

す。

基本方針3の地域での生活支援につきましては、課題として、医療的ケア・重症心身障害・強度行動障害に対応した事業所・グループホームの整備、それから様々な障害特性に合わせた支援体制の整備というところを挙げております。

基本方針4の就労と社会参加につきましては、課題として、障害者雇用経験のない企業への周知啓発、就労支援ネットワークの強化などを挙げております。

基本方針5の生活環境整備につきましては、課題として、障害特性に合わせた施設の整備・修繕であるとか人材確保・定着というところを挙げております。

次に、資料の右側、計画の方向性になります。

先ほどご説明しました課題を踏まえまして、今回の計画のポイントを点線の囲みの中に記載しております。

ポイントを簡単にご説明しますと、まずは計画の基盤となる障害理解の促進の強化・拡充を図ること、その上で、障害児の日常の過ごしの方での支援体制づくり、重症心身障害や医療的ケア等の多様なニーズに対応した事業所の整備等を図るほか、本市における障害福祉分野での事務処理誤りを契機とした障害福祉行政の業務改善への取り組みにも注力することとしております。

次に、理念につきましては「共生のまち・共生する社会」、基本目標につきましては「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともに作る」としておりまして、これまでの協議会でご説明させていただいたとおりでございます。

それから、その次、下に行きまして、基本方針および重点取組になります。

基本方針の1から5につきましては、7月と8月の協議会でご説明したとおりです。各方針にひもづく重点取組につきましては、今回初めてお示しするものになります。

基本方針1の障害理解・権利擁護の重点取組としましては、地域における理解者の増加というところを強化・拡充すること、障害者スポーツや文化芸術活動を通じた障害理解の促進というところとしております。

基本方針2の障害児への支援の重点取組としましては、発達特性等に応じた就学前療育支援システム等の体制づくり、子育て・教育・福祉の連携強化、放課後デイサービスにおける重症心身障害児・医療的ケア児の受入れ促進としております。

基本方針3の地域での生活支援の重点取組としましては、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの取組推進、重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進、多様な障害特性に応じたICT機器利用支援などとしております。

基本方針4の社会参加と就労の重点取組としましては、企業等への障害者雇用の理解促進、就労支援ネットワークの強化、事業所の製品販売機会確保等による福祉的就労の充実、文化芸術・スポーツへの参画しやすい環境整備等としております。

基本方針5の生活環境の整備の重点取組としましては、(仮称)青葉障害者福祉センターや生活介護事業所の整備、重い障害のある方の災害時個別計画作成、障害福

社分野の人材確保定着支援，業務改善と効率化としております。

資料裏面にお進みいただきまして，左側になります。こちらが障害者保健福祉計画の成果指標になります。

障害者保健福祉計画の成果指標につきましては，先ほどご説明した基本方針ごと，それから重点取組ごとに設定をしているというところ です。

基本方針ごとの成果指標は，いわゆるアウトカム指標としておりまして，基本方針にひもづく様々な取組を行うことで，障害のある方や市民の認識がどう変化したかをはかる指標としております。

また，重点取組ごとの成果指標は，いわゆるアウトプット指標としておりまして，それぞれの取組をどれだけ実施したのかというような実績値を目標として指標といたします。

具体的には，基本方針1の障害理解・権利擁護で見えていきますと，重点取組の成果指標として，障害理解サポーター養成研修の開催回数であるとかスポーツ教室の開催回数，Art to You!の入場者数などを設定しまして，その目標を達成するように事業を実施してまいります。その結果として，基本方針の成果指標として設定した「障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合」，これが変化をして目標値を達成できたかというところを確認してまいります。

なお，成果指標の目標値につきましては，具体的な数値は現在検討中というところで，次回の協議会で協議していただく中間案でお示しさせていただきたいと考えております。ただ，基本方針1の成果指標である「障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合」につきましては，令和4年度に実施した障害者保健福祉基礎調査の中で52.1%となっておりましたので，それを踏まえた目標値を設定する予定としております。

また，同じように基本方針2の障害児支援の部分につきましては，基本方針の成果指標を「障害児家族の『障害のある方の福祉サービス』への満足度」というふうにしております。この成果指標の目標値も基礎調査の結果を基に設定する予定としておりますが，加えて，その成果指標の下に参考として記載しております令和5年度の仙台市市民意識調査の結果，そういったものも参考にする予定としております。

類似の項目としまして「子ども・子育てに関する相談・支援体制の充実や保育の環境整備など，子育てを楽しめる環境づくり」という市民調査での設問の評価度が4点満点で2.55という結果でありました。

なお，成果指標として設定する「福祉サービスへの満足度」につきましては，基礎調査の結果を4点満点の評価に表すと2.31となりましたので，これらの評価度を勘案しながら目標値を設定してまいります。

重点取組の成果指標は，児童発達支援センターによる相談支援・訪問支援回数，保育所等訪問支援事業所による支援回数などとしております。

基本方針3の地域での生活支援につきましては，基本方針の成果指標を，「障害のある方・家族の『障害のある方の福祉サービス』への満足度」としております。こ

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

ちらは基礎調査の項目としては基本方針2と同じにしておるんですけども、対象を障害のある方・家族というふうに、基本方針2より広い範囲で評価度としております。

また、基礎調査の評価度としては4点満点で2.48というような数値になってございます。また、参考として掲載した市民意識調査の類似項目「困ったときに相談しやすく、地域で孤立せずに支えあいながら暮らすことができる環境づくり」の評価度が2.49であったというところも踏まえまして目標値を設定してまいります。

重点取組の成果指標としましては、地域生活支援拠点における基幹相談支援センター等とのケース検討や実践報告会というふうにしております。

基本方針4の社会参加と就労では、基本方針の成果指標を、「障害のある方・家族が希望する活動に参加できていると回答した割合」というふうにしております。実は、こちらのほうは基礎調査の項目としては設定しておりませんでしたので、参考として、市民意識調査の類似項目「年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり」の評価度が2.55であったというところも踏まえまして目標値を設定してまいります。

重点取組の成果指標としましては、就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数であるとか、ふれあい製品フェア・市内の商業施設での販売会開催日数などとしております。

基本方針5の生活環境の整備では、基本方針の成果指標を、「障害がある人にとって暮らしやすいまちだと回答した割合」というふうにしております。こちらも基礎調査の項目としては設定しておりませんでしたので、参考として掲載した市民意識調査の類似項目「一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである」の評価度が2.66、「年齢、性別、国籍、障害の有無など、一人ひとりに応じた暮らしやすい環境づくり」の評価度が2.71、こちらの数値を踏まえまして目標値設定をしていきたいと考えております。

重点取組の成果指標としましては、(仮称)青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況であるとか生活介護事業所の定員数などとしております。

最後に、資料の右側、仙台市障害福祉計画(第7期)・仙台市障害児福祉計画(第3期)になりますが、こちらはいわゆる3年間の計画の成果目標、主な活動指標を掲載しておりますが、内容は9月の協議会でご説明したとおりでございます。

それでは、協議事項(2)のご説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より次第2の協議事項(2)三計画についての中間案骨子についてご説明がございました。

まず、事前質問表をいただきました佐々木洋委員さんからご発言をいただければと思います。お願いいたします。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

佐々木（洋）委員

社会福祉協議会の佐々木でございます。

資料1-2の1ページ、表面の右下の基本方針および重点取組の部分で3点ご質問したいと思います。

1点目は、基本方針の中に「権利擁護の推進」があるわけなんですけれども、これに対する重点取組の部分がないので、私自身もまだ具体的にどんな文言がというのはございませんけれども、この権利擁護に関する重点取組の記載が必要なのではないかというふうに感じました。そうしますと、4つほどになってしまいますので、例えば障害者スポーツあるいは文化芸術活動というのが類似した取組になっていますので、こういった部分を集約してもいいのかなと。これは権利擁護の文言が整理された後の検討事項で、必ずしもというところでございます。

2点目なんですけれども、この基本方針2の3つ目、放課後等デイサービスということで特出しされている部分なんですけれども、重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進ということは私自身も大変重要な取組だと思っております。ところがというわけではないんですけれども、放課後等デイサービスを特出したことが、ほかの例えば幼稚園とか保育所とか、そういった部分の受け入れ体制はもういいやと、いいという、十分だということなのか、何か放課後等デイサービス中心の問題があるのかという疑問が出てきてまして、もし可能ならば、「幼稚園や保育所、放課後等デイサービスを含めた重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れ促進」というような表現でもよろしいのでないかなと思いました。

それと、発達障害児の受け入れについては、1つ目の項目に含まれているということでもよろしいのかなと、確認的なことでございます。

3点目は、基本方針5の最後の重点的な取組なんですけれども、「業務改善や事務の効率化を通じた市民サービスの向上」とございます。これも大事なことなんですけれども、何か想定されるような取組内容ございましたら、お話ししていただければと思います。

裏面の成果指標の部分も同じような表現がございますので、関連するところかなと思ひましてご質問いたしました。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。
事務局いかがでございましょう。

事 務 局
(小幡課長)

障害企画課の小幡でございます。

今のご質問3点の部分につきましては、基本方針1と5の部分については私のほうから、それから基本方針2の放課後デイサービスのところについては障害者支援課長のほうからお答えさせていただきます。

まず、基本方針1の権利擁護のところの重点取組のぼつの項目がないというようなところがございますけれども、権利擁護の推進というところにつきましては、障

害理解の各種取組にも含まれておりますし、また差別解消であるとか虐待防止、そういうところの取組、成年後見制度などが該当するものかなというふうに考えております。

次期の計画におきましても、差別解消とか虐待防止の取組など継続して実施していくものではございますので、基本方針の本文とか、関連事業の掲載というところでは、権利擁護の推進というところを当然に含んでいく予定でございます。そちらのほうは今後の、次回ご説明する中間案であるとか、本当に最後の最終案というところで、関連事業等々の部分についてはお示しさせていただければなというふうに考えております。

それから、基本方針5のほうに飛びますけれども、業務改善、事務効率化の想定される内容というところでは。

実は、現在、この業務改善とか事務効率化というところに向けまして、令和4年度に、障害福祉部内の事業、区役所の事業を含めてなんですけれども、そちらの事業を対象に、外部委託により効率化を図ることができないかというような業務分析を行っております。そうした業務分析の結果も踏まえまして、よくある専門性を必要としないような定型的な作業について、業務プロセスの見直しであるとか、あとはデジタルツールの活用による業務効率化といったところを改善策として検討しているというところでは。

予算要求との兼ね合いもございまして、具体的な話というところはこのぐらいまでというところになってございます。

以上になります。

事務局
(戸課長)

続きまして、基本方針2に関する3つのお尋ねについてでございます。

まず、発達障害児についてでございますが、こちらについては、佐々木委員お見込みのとおりでございますが、1つ目の項目に含んでいるものでございます。

次に、個別事業でございます放課後等デイサービスが特出しされている点でございますが、こちらについては、1つ目の項目が主に就学前の支援について、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等による就学前療育支援について記載していることに対しまして、3つ目の項目は就学後の支援についての記載となっております。その受皿となる放課後等デイサービスについて言及しているところでございます。

3つ目の部分ですが、佐々木委員ご指摘の保育所等における重症心身障害児、医療的ケア児の受け入れにつきましては、当方としても、決して十分と考えているわけではございませんので、こちらについては2つ目の項目の方に含めまして、例えば特別支援保育につきましては、令和6年度より、対象をより重い方にも広げることとしておりますことから、健康福祉局としましてもインクルージョンがより推進されるよう、こども若者局と引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

会 長 ありがとうございます。
佐々木委員，いかがでございましょう。

佐々木（洋）委員 今後の書きぶりを見ながら，また議論できればなと思います。
ありがとうございます。

会 長 よろしくお願いたします。
では，皆様からご意見を頂戴したいと思いますが，いかがでございましょう。高橋委員，お願いたします。

高橋（勝）委員 わらしべ舎の高橋です。
今，佐々木委員もおっしゃっていましたが，理念を実現するためには障害理解がまず大前提になるということで，基本方針1にもそのことがうたわれているんだらうなというふうに思いますし，それから，課題の中にも児童への障害理解教育の推進ということをやっておりますので，ぜひこの部分について，基本方針の具体的な中身の中に，いわゆる教育への理解促進を進めるための取組というものを文言として入れていただければどうなのかなというふうに思うんですね。

第7期のところには，障害理解サポーター養成研修会研修回数というふうなことでうたわれていますけれども，恐らくそういう中でも取組がされるんだというふうに思います。よりやはり具体的に，前のアンケートでも，やはり小学校のうちから障害者に対する理解を深める教育というのが大事ではないかということも出ていましたので，その辺のところを含めて，少し文言の中に具体的に入れ込んでいただければいいのかなと。

基本方針2から5はどちらかというと当事者向けの支援ということで，やはり基本方針1がしっかりと根づいていかなければ，基本方針2から5もなかなか進まないのではないかなというふうに思いますので，やはり基本方針1をしっかりと進めていくということが大事なことだというふうに思いますので，ぜひその辺，文言として入れていただけるように検討していただければというふうに思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
ご意見ということで，次回までよろしくお願いたします。
秋山委員，お願いたします。

秋山委員 特別支援教育課の秋山です。
今のお話に関連してになります。
今お話にあったように，児童への障害理解教育の推進ということで，今回盛り込

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

まれて、大変大切なところだなというふうに私も感じています。

前にもこの会でご紹介させていただきましたが、教育のほうでは、特別支援教育推進プラン2023という5か年計画を立てさせていただいて、この4月から取り組んでいまして、その中に4つの柱があるんですが、柱のうちの1番目に障害理解教育というものを掲げて取り組んでいるところでした。

具体的などころで言いますと、例えば各学校で児童生徒たちが障害理解の教育を進めるに当たって、様々な障害種の方々を講師として呼び出して話を聞いたり、体験活動したりとか、その他事業の中でいろいろな経験をしていったり学んだりということになっていきます。学校からのいろいろな相談、取組に対してのオーダーなんかを聞いていると、やはり、学校は小学校から高校までございますので、それぞれの発達段階に応じた内容で話が聞けたり体験できたりするといいなというニーズオーダーが結構ありますし、2回、3回と取り組んで、さらにもっとやりたいという学校になると、毎回同じような形ではなくて、またちょっと違う形での理解教育に取り組みたいというような学校のお話なんかも受けているのを考えると、当然、教育のほうで、当課なんかでもいろいろな講師の方を紹介したりプログラムを提供したりしているんですけども、今後、こういった学校が取り組む障害理解教育の中で、教育局と健康福祉局がさらに連携しながら、その学校のニーズに応じた子どもたちの教育のプログラムなどをさらに提供していけるといいかなというふうに思っていたところでしたので、それも今後進めていきたいと、進めていければというふうに思ったところです。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見ございますでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐々木(寛)委員 仙台歯科医師会の佐々木です。
意見というか、ちょっと仙台市のほうにご質問なんですけれども、重症心身障害児とか医療ケア児、実数だとか、そこのある程度詳細な内容だとかというのは、行政のほうではかなり把握はされているものなんでしょうか。

事 務 局 障害者支援課の宍戸です。
(宍戸課長) 定期的に把握するような仕組みはこれまでございませんでしたが、今年度、宮城県の「ちるふぁ」という支援センターもできたというところで、実態把握の調査を県内一円で行うということで調査がなされまして、数について把握したところがございます。

佐々木(寛)委員 実は、何でこの質問をしたかという話なんですけれども、我々の中でも、大分の辺の話がトピックス的に上がってきていまして、かなりの数の方がいらっしゃる。

実際、歯科治療ということに関して言うと、手が届いていない方がいらっしゃるという話でしたのでちょっと伺ったんですけれども、何か情報とかもしいただけるのであれば、もしかしたら伺うかもしれません。すみません。個人的な話で申し訳ありません。

会 長 ありがとうございます。決して個人的な話ではないと思いますので、歯科医師会として取り組むということでお考えいただいているということで、大変結構なことだと思います。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。小幡委員、お願いします。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡です。

3番目の「地域での安定した生活を支援する体制の充実」のところですが、現計画期間の主な取り組みとして、3点目に、「精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援」とあります。この点について、以前確認したアンケートの中に、医療保護入院などの患者さんが、退院後の生活場所が確保できないということで入院が継続されているという回答があつて、精神障害のある方の地域移行などは進んでいないのではないかとというのがあつたかと思います。

今日の資料2-2を見ますと、精神保健福祉審議会で、「にも包括」の構築に向けたテーマ設定などがなされていて検討が進められているということなのですが、これらの点を次期計画に向けた課題の中に具体的な形で盛り込むということになるのでしょうかというところです。

次期計画に向けた課題ですとか基本方針3からは、精神障害のある方の地域移行支援などについての取り組みというのが読み取りづらかったので、その点を確認したいと思います。

以上です。

事務局 障害者支援課の佐藤でございます。

(佐藤課長)

精神障害のある方の地域移行支援、退院促進ということだと思いますが、これについては、今、小幡先生からご指摘ありましたとおり、精神保健福祉審議会の審議テーマというふうにして掲げております。

後で資料2-2の説明で詳しくご説明したほうがいいかなとは思いますが、基本的には精神保健福祉審議会のほうで具体的な取組について整理をして、それを実装化していくというふうな形にしたいというふうに考えております。

障害福祉計画などには、その精神保健福祉審議会で考えている中身に直接触れられるということはないというふうに思いますけれども、協議の場の設置であるとか、一定数値目標として掲げているもの等の連動はあり得るというふうに考えてございます。

以上でございます。

会 長 よろしいでしょうか。

小 幡 委 員 小幡でございます。ありがとうございます。

そうしますと、精神障害のある方の地域移行支援や地域定着支援というのは、次期計画の中では課題として特に盛り込まず、精神保健福祉審議会のほうの検討に委ねるといようなことになるのでしょうか。

事 務 局 障害者支援課の佐藤でございます。

（佐藤課長）

実はその「にも包括」を検討していくというテーマ、非常に大きくて幅広でありますことから、精神保健福祉審議会でも平成30年度までは、実質的には令和元年度からですけれども、ずっと継続的に6つほどテーマを掲げて検討していて、その中の最終テーマとしてこの退院促進、退院支援といったようなものに取り組もうというふうに考えております。

議論の継続性でありますとか、そういったことから含めて、精神保健福祉審議会で検討していくことのほうがより妥当であるというふうに考えているところでございます。

会 長 いや、妥当とかいうより、計画に入っていないということでもいいんですかという話ですよ。前のは入っていたのに今回は入っていないから、それでいいのというお話ですよ。それでよろしいですか。

小 幡 委 員 そのとおりでございます。

事 務 局 失礼しました。障害者支援課の佐藤です。

（佐藤課長）

文言としては書き込みは恐らくする形には、何らかあるというふうには思います。要するに、抽象的な表現に障害福祉計画のほうはなるのかなというふうに思います。具体的にどういう取組をしていくのかというような細かいことは、精神保健福祉審議会のほうで具体的な取組とか、こういったものを実装していくとかというような提言をいただいて、それをやっていくという形になるかと思えます。

会 長 事務局からご説明ございますか。

事 務 局 補足させていただきますが、資料2-2にもありますとおり、地域移行の推進のところが、令和5年10月から令和6年12月にかけて、まずその地域移行のところをさらに包括の観点から議論いただくという形にさせていただきます。

その関係から、今回の障害者保健福祉計画は、今まさに今年度内の策定という形になりますので、今年度策定する障害者保健福祉計画の中に、この地域移行につい

てより具体的にどういう取組をやっていくというところまでは、タイムスケジュールの関係から載るのは難しいかなと。

ただ、当然、その地域移行に関してしっかりと検討していくというふうな、そういった方向性ですとか、既存今やっていることですとか、そのあたりについては、今、議論いただいている障害者保健福祉計画のほうにも載せていくという形になります。

その後、令和6年度以降の精神保健福祉審議会で、より具体的な施策化に向けた議論というのを行っていただいて、それに関連して取組を進めていくというような形のスケジュール感、それぞれの関係性になろうかというふうに考えているところでございます。

会 長 私の理解なんですけれども、前の計画のところこういう書き込みがあったのに、それが今回ないので、後退したと取られるというようなことじゃないですかというご指摘だと思うんですね。別にこっちで取り上げて、殊さら何かをやりたいという話ではなくて、計画に基づいていろいろなことを進めていくわけだから、後退したというふうに思われないように、精神保健福祉審議会ですべてのいろいろなことをおやりになっているのは当然のこと、具体的に進めることも、そのことについて小幡委員も疑義があるとかという話ではないと思うんですね。

ただ、計画の中に、少なくとも前のものにしっかり書かれていて、しかも課題が残っているという方向性があるんだから、何らかの書き込みがあってもいいのではないかというご質問ですよ。

小幡委員 はい。小幡でございます。

会長のおっしゃるとおりでして、もう課題ではなくなっているような形になっていると、結局、ほかのところを検討していますと言っても、実施を凶っていく部分から漏れてしまう可能性もあるので、やはりそのあたりの手当てをきちんとする必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

会 長 これは先ほどの項目でもあったんですが、全部書き込み切れていないというようなご説明はございました。そういう中で、今の発言も含めて後退したと思われぬような書き込みをしていただくと。具体的にここでやるとかという話では全くないので、そういうことで収めてよろしいですか。

小幡委員 はい、よろしく申し上げます。

会 長 事務局もよろしいですか。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

事務局 はい。

会長 では、この件についてはそのように収めたいと思います。
ほかにございますでしょうか、ご質問、ご意見。よろしいですかね。
早坂委員，2番のところですので、何かあれば。

早坂委員 大丈夫です。

会長 後で戻ってご発言いただいても結構ですので、よろしくお願いたします。
では、先に進めてもよろしいですか。最後のところでまた全員に発言いただくことになっておりますので、柴田委員，よろしくお願いたします。
では、ここまでとさせていただきます、次に進めたいと思います。

報告事項

(1) 関連機関からの報告について

- ① 仙台市障害者自立支援協議会
- ② 仙台市精神保健福祉審議会
- ③ 仙台市発達障害者支援地域協議会

会長 では、報告事項について事務局からご説明をお願いたします。

事務局 障害者支援課の穴戸です。

(穴戸課長) 私のほうから、まず資料2-1によりまして、障害者自立支援協議会の検討経過についてご報告いたします。

資料2-1の1の概要をご覧ください。

当協議会は、障害者総合支援法に基づきまして、障害児者の支援体制の整備を図ることを目的に、課題の共有、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制のあり方について協議してございます。

この目的を達成するため、箱囲みにございます(1)から(3)のテーマについて、本会及び専門部会である地域部会、評価・研修部会において協議してございます。

それでは、具体的な検討内容についてご説明いたします。

初めに、2の(1)障害児者が地域で孤立しないための相談支援体制の質的・量的拡充でございます。

ここでは、主に地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの設置運営、計画相談支援の拡充について検討を進めてまいりました。

まず、①地域生活支援拠点につきましては、当協議会の下に検討部会を設け、拠点の中心機能としまして、緊急時の受入れと予防的視点でのコーディネートを据え

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

ることなど、地域生活支援拠点整備の基本方針を整理し、モデル事業を経まして、令和3年度より本格実施に移行してございます。

今年度は、現委託期間の最終年度となりますことから、次期事業実施に向けまして、これまでの取組の成果と課題を整理することとしております。

次に、②基幹相談支援センターについては、当協議会の下に設置しました検討会における議論を踏まえまして、令和2年度に障害者総合支援センター内に設置をしてございます。従来の相談支援体制では対応が難しいケースへの支援を確保するため、相談支援事業所等に対する「支援者支援」等に取り組んでまいりました。

今後は、将来的な事業の委託化に向けまして、求められる機能や運用のあり方について整理を進めていくこととしております。

次に、③計画相談支援の拡充につきましては、これまで当協議会の意見を受けながら拡充に向けた各般の取組を行ってまいりました。これによりまして、事業所数や相談支援専門員の人数の増加が見られたことから一定の成果があったと考えておりますが、障害福祉サービス受給者の増加率はそれを上回る状況でございまして、令和4年度末でセルフプラン利用者につきましては約5割という状況にございます。

今後は、セルフプラン利用者に対する調査などにより実態の把握を進めまして、計画相談支援をより利用しやすい環境の整備のあり方について検討を進めてまいります。

続きまして、(2)各区自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取組の汎化についてでございます。

こちらにつきましては、主に地域部会において協議を進めてございまして、今年度は①から④のテーマにつきまして、現状と課題、それらを踏まえた各区の自立支援協議会の取組等について協議をすることとしてございます。

裏面に参ります。

最後に、(3)人材育成に係る研修体系等の確立についてでございます。

こちらにつきましては、主に評価・研修部会において協議を進めております。

①仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修の見直しにつきましては、従前、5種類に分かれていた研修を「基礎研修」と「実践研修」に再編するとともに、各研修における獲得目標を設定、研修対象の拡大、企画委員会の設置などについて検討及び見直しを進めてまいりました。

今年度は、研修体系の見直しに係るこれまでの取組を整理しまして、研修内容やその妥当性について、なお評価・検証してまいりたいと存じます。

②障害者相談支援事業所運営自己評価制度の導入につきましては、市内の委託相談支援事業所の支援の質の向上を目的としまして、各事業所による相談支援の実施状況の評価、抽出された課題の改善に向けたアクションプランの策定と取組の実施、効果の検証といった一連の流れを事業所運営の一助とするものとして継続して実施してまいりました。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

今年度は、自己評価の取組を継続しつつ、目標設定の妥当性やアクションプランに基づく事業所の取組状況について、評価・検証してまいります。

仙台市障害者自立支援協議会の検討経過報告につきましては以上でございます。

事務局
(佐藤課長)

障害者支援課の佐藤でございます。

続きまして、資料2-2によりまして、仙台市精神保健福祉審議会の検討経過についてのご報告をいたします。

まず、仙台市精神保健福祉審議会についてでございますけれども、これは精神保健福祉法に基づきまして、平成8年度から条例で設置した市の附属機関という位置づけになってございます。市長の諮問に答えるほか、精神保健あるいは精神障害者福祉に関しまして市長に対して意見を具申するという役割を担っていただくという立てつけでございます。

それでは、1 概要でございます。

我が国の精神障害者施策につきましては、戦後数十年にわたりまして、長い期間、入院処遇を中心にするという形で進んでまいりましたが、近年、その方針を入院という形ではなく地域生活を中心に変更していこうという動きが見られているということでございます。その具体的な現れの一つとして、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」、これは通称「にも包括」というふうに呼びますけれども、この「にも包括」の仕組みをそれぞれの自治体において構築しなさいということで国が求めてきているというものがございます。

「にも包括」につきましては、精神障害のある・なしやその程度、そういったものにかかわらず誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、就労を含む社会参加、地域の助け合いなど、こういったようなもの、普通に地域で暮らしていれば必要になるようなもの、これらが包括的に確保されている、そういうシステムであるというふうにされているということでございます。これの協議をしてシステムの実装化をしていかなければならないということで、本市といたしましては、平成30年度に、先ほど少しお話ししましたけれども、この精神保健福祉審議会を関係者の協議の場というふう位置づけをいたしまして、「にも包括」の構築に向けた具体的な検討を始めたというところでございます。

2の検討内容とスケジュールに進みますけれども、この「にも包括」、人が生活をしていくのに必要な全ての仕組みということのカバーしなければならないということですので、この「にも包括」の仕組みをつくと、構築するということに当たりまして、まず非常に幅広いテーマを大きく2つに分けたということがございます。1つは「地域における支援体制のあり方」というもの、それから、もう1つとしては、先ほど小幡先生のほうからもお話がありましたけれども、いわゆる地域移行です。退院促進ということで、精神障害者の地域移行の推進という、大きく2つにテーマを分けたということです。それぞれ大きく2つに分けたテーマの下に3つずつ、

合計で6つになりますけれども、どれも重たいテーマですけれども、小テーマを設定いたしまして、順次の検討を進めるというやり方を取ったというところがございます。

まず、最初のテーマとなっております「地域における支援体制のあり方」ということにつきましては、重い精神障害があっても地域での生活を可能とする支援の充実といったことを目標にいたしまして、先ほど申し上げた3つのテーマですけれども、①「アウトリーチ支援に係る事項」、②「措置入院者等の医療等の継続支援に係る事項」、③「ピアサポートの活用に係る事項」ということのテーマを掲げて検討を進めてまいったところがございます。

これらにつきましては、途中コロナの影響などがあって、検討が少し止まった時期もあるんですけれども、令和5年9月までに検討を終えて、具体的な内容につきましては報告書をまとめたところです。

詳細は次の報告のところでご説明したいと思います。

それから、これから検討を進めようという後半のテーマとして掲げております「精神障害者の地域移行の推進」というところにつきましては、円滑な精神障害者の地域生活移行、そこへの支援をいかに充実させるかということを目指しまして、ここも3つ掲げておりますが、①「入院中の精神障害者の地域移行に係る事項」、②「地域移行関係者の人材育成に係る事項」、③「住まいの確保と居住支援に係る事項」というふうにテーマを掲げて、①、②、③の順にそれぞれ時期が書いておりますけれども、検討していこうというふうに考えているところがございます。

続きまして、検討の済んだ地域における支援体制のあり方における内容、課題、それから提言ということでございますけれども、3のところに参ります。

最初のテーマとして考えました「地域における支援体制のあり方」ということでございますが、自発的な援助を求めない方、これは精神障害の中で全員ということではないですが、病状が常に変動するという事の中で、いわゆる良識であるとか、自己の認識が揺れ動くというようなところがあって、援助を求めなくなるとか拒否するという方がどうしても出てくると。そういった方に対して、自己決定ですからという形ではなく、いかにその医療とか生活支援を提供し続けていくことができるか、必要に応じて提供していくことができるかということであるとか、あるいは措置入院など、これも仙台市長が命令する強制的な入院という形になりますけれども、傷つき体験を負う方が非常に多くて、こういう措置入院などの強制医療をなくすことはできないのですけれども、いかにして医療に対する傷つき経験を減らして、退院後に医療とのいい関係を維持し続けられるか、その医療とか生活支援を継続していけるか、どういう支援をするのがいいのか、さらに同じ精神疾患とか精神障害を体験した方同士の支え合い、ピアサポートですね。病を体験した、病を体験しながら生きているという中での、その中でそもそも分かり合える関係性、支え合いの関係性、こういったようなところが、地域の中で精神障害を持っている方が安心して暮らしていくためには、これらのものが実装化をされていく、社会資源として当た

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

り前に幅広くそろっていて展開されていくためにどういう取組が必要なのかということで、そちらに書いてある提言の内容を具体的にさせていただいたということになっているということでございます。

審議会からは、これらの課題の解決に向けて、支援者の能力の向上、これがなかなか難しいところがありますけれども、向上しなければならない。それから、当事者の立場に立って、援助の理念とか支援する態度、そういったものを獲得していただきたい。それから、人の生活を支えるという点からいうと、狭い専門領域にとどまっているわけにいかないですので、分野横断的な連携体制の強化ですね。これも別に専門家との関係性の構築だけに限らない、地域の中で普通に暮らしている方との関係性をどういうふうにつくっていくのか、それから市民一般の人の精神疾患や精神障害に対する正しい知識や適切な理解の獲得、先ほど教育の場面での障害理解の促進が大事だというお話がありましたけれども、精神障害についても例外ではないというふうに考えておまして、こういったような必要性も併せて提言されているということでございます。

今後、仙台市として、提言をいただいた中身、これをいかに実装化していくか、施策にできるかということについて整理を進めていこうというふうに考えているところでございます。

精神保健福祉審議会の検討経過についてのご説明は以上でございます。

事務局
(髙森所長)

北部アーチルの髙森でございます。

続きまして、資料2-3、仙台市発達障害者支援地域協議会における検討経過につきましてご報告いたします。

まず、本協議会の概要でございます。

本協議会は発達障害者支援法に基づき、本市の附属機関に準ずるものとして平成30年度に設置してございます。

発達障害のある当事者・ご家族、学識経験者等を委員として、発達障害児者の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議等を行っております。

協議会で特に検討が必要とされた事項につきましては作業部会を設けておりまして、1つのテーマにつき3年をかけて協議検討を行っております。

近年では、ライフステージを超えて、知的障害がなく、発達障害の特性も明確ではないものの複雑な課題を抱えている方からの相談が増加しており、また、学齢期までに解決すべき発達課題が成人期に持ち越され、問題がより複雑化していることで深刻な二次障害に至っている事例も多いため、学齢期、それから成人期の支援のあり方をテーマに取り組んでいるところでございます。

次に、これまでの検討状況についてでございます。

平成30年度から令和2年度につきましては、「学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方」をテーマに、学齢期の連携等

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

における様々な課題を整理し、関係機関の具体的な取組事例等も踏まえながら、必要な支援体制について検討を行ってまいります。

本人を中心に置いて、本人及び家族が地域で安心して暮らしていただけるためには、学齢期におけるインクルージョン推進に向けた、教育・福祉・子育て分野のより一層の連携強化が必要というところは、この部会の中でも確認をしているところでございます。

その推進に向けて重視すべきことは、「コーディネート機能」、それから「顔の見える関係の中で情報共有や見立て等を共有し、支援方針を統一するための場」、それから「それぞれの立場を尊重できるチーム支援の土台となる人材育成」、最後に「連携・協働をより補完するための連携ファイル等のツール」、この4点を挙げて、報告書としてまとめてまいります。

次に、令和3年度から令和5年度につきましては、「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方について」をテーマに、成人期の現状と課題を振り返りながら、学齢期後期から20代前半の成人期前期に必要とされる支援のあり方について、各委員の実践や先進地の取組等も参考にして協議検討を行っているところでございます。

この検討の中で取り上げられた主なポイント4点を挙げさせていただいておりますけれども、1点目、成人期の自立に向けては、乳幼児期・学齢期からの「安心できる関係づくり」、それから「生活の土台づくり」、そして「具体的な経験の積み重ねと振り返り」といった視点が大切となること。それから、本市の社会資源を「くらす」「はたらく」「たのしむ」の観点から整理すると、これらの場が相互に影響しあう「ハブ」の機能を持った社会資源が必要だと考えられること。そして、福祉だけではなく、教育・労働・医療・司法と分野を超えて、地域のインフォーマルな資源も活用した仕組みづくりが求められていること。また、今後の具体的な取組の案として、この「たのしむ」を軸にした活動や居場所づくり、「はたらく」体験の創出やピアスタッフとの連携、支援機関同士がつながり合う仕掛けづくり、といったところにつきまして、今検討を進めております。

加えて、今年度は、現在取り組んでいる協議事項をまとめていくという年に当たっておりますことから、既存の社会資源や委員が持つネットワーク・アイデア等を鑑みながら検討を深め、本市における発達障害児者の支援体制整備の方向性やあり方についてまとめて、報告書として公表する予定になってまいります。

アーチルの主催するセミナーや講座などの場を活用し、協議検討を行いました内容を広く市民や支援者等に向けた普及啓発を行っていく予定でございます。

発達障害者支援地域協議会における検討経過については以上でございます。

事務局
(佐藤課長)

障害者支援課の佐藤です。

先ほど、精神保健福祉審議会のご説明をしたときに言い忘れたことがあるので付け足しをさせていただきたいのですが、前回のご審議をいただいたときに、小幡委

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

員のほうから精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込み量が1回、1回、1回ということで数が少なく見えるけれどもということでお話があったというふうに伺ったんですが、ここに書いている数字の1回しかやらないというのは、これは精神保健福祉審議会の本会を1回やっているということで、先ほど申し上げた様々検討して報告をまとめていただくということについては、本会の下に作業部会を設置しておりますので、作業部会と本会を合わせますと、例えば令和3年と令和4年度では合計5回開催をしているということで、報告書をまとめるために必要な議論の機会というのは一定設けておりますということを追加で申し上げておきたいと思います。

会 長

ありがとうございました。

各協議会の報告でございましたが、ご質問ございますでしょうか。

なければ、時間も迫っておりますので、今日ご発言いただいていない委員さんに感想でも何でも結構なんですけど、ご発言いただければと思います。

まずこちらから、小野委員からお願いしたいと思います。お願いいたします。

小野委員

特定非営利活動法人Switchの小野です。

私のほうは感想になります。

中間案骨子の基本方針1の、障害理解促進と権利擁護の促進というのが本当に一番大事なことだなというふうに改めて聞いていました。

その中で、共に活動するということの大切さとか、そういったことをきちんと進めていくというところが何よりも具体的な施策としては大事かなというふうに思ったことが1個ありましたので、ご報告をさせていただきます。

先日、私どもの法人で、中学生の職場体験実習を受け入れました。障害福祉サービス事業所のほうに入っていて、3日間、2人の方をお受けしたんですけれども、そこで、最初は障害理解としてどういう方が通っているのかとか、メンタルヘルスについてのお話だとかということを取りあえずお話しするんですけども、理解が深まっていくというのが、一緒に活動していくということがとてもよかったというふうな感想がありました。

そして、実際には、ある1人の方の就職先をハローワークのインターネットサービスで条件を伺って、中学生がそれぞれ検索をして、いいと思った条件のものを、お二人で5個ずつセレクトして、自分の中で多分これが一番いいんじゃないかという5個を選択してもらって、合計10枚の求人票をご本人さんにお渡ししたんですけれども、最終的にはご本人さん、それは見つけれなかった求人で、しかも、その中の4件も、とても条件に合っていて、その中で優先順位を決めて実際に応募をするというふうに、体験実習が終わった後に担当と話し合っただけで決めた経緯がありました。

それを伝えたときに、やはり中学生さんたちはとても喜んでいて、あとは実

際に依頼した方もとても喜んでいて、そういうふうには、教えるということも大切、教えるという行動の中に、一緒に何かをやるとか活動するということを進めていけるような施策の具体的な案になっていくといいのかなと思いました。そんなことを、やはりこの障害理解促進と権利擁護の推進というところで感じましたので、ご報告いたします。

会長 なかなかない実践例で、ものすごく共にというところでお互いに理解が深まってすごくいい方法だなと思ってお話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

では、菅野委員、よろしくお願いします。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野と申します。

私のほうでは、基本方針2のところに関わる障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実や障害児支援の提供体制の整備などに関わってくる直接的な業務を担っております。この中で、重点の取組のところの1番目に、児童発達支援センターによる相談支援回数、訪問支援回数と児童発達支援センターによる地域の支援体制の向上を目指すという文言があります。センターそのものは11園ありますが、ここを大きく取り上げていただいており、すごく責任と役割を感じております。しかしながら、そこだけにターゲットが当たっていくのはちょっと違うかなと感じております。

支援力向上の中核の一つとして頑張っていくつもりではおりますけれども、私たちだけで何かできるわけでもありませんので、そこがもうちょっと含まれた形の表現があるといいなと思っております。

このように表現されますと、重く受け止めて、たった11園でどこまでやれるんだろうかというところがすごく負担に感じるところもございます。

あともう一点、セルフプランのところの部分で、先ほどお話が出ていたかと思うのですが、自立支援協議会のところのセルフプランによるという、計画相談支援の拡充のところなんです。私どもの関わっているお子さんでも、当センターを卒園した後の生活とか、あと事業所を併用するということを含めて、長く相談できる立場の人と寄り添えるような関わりをしたほうがよいのではないかというお子さんがたくさんいらっしゃいます。

特に、親御さんがなかなか家庭での養育もままならないという方もいて、本当にストレスフルな親御さんもたくさんいらっしゃるから、計画相談の事業所さんにつながってほしいと願っております。しかし、今現状で半数という話が出ましたが、事業所自体が足りないということを聞いています。ここの文章の中ですと、数は増加したけれどもそれを上回るニーズがあるというような書き方なんですけど、ここのところが少し私たちの認識とは異なっているかなというところがあります。仙台から転居された児童さんのところで、いろいろなほかの地域に行きますと、セル

フプランではなく計画相談の事業所が必ずセットで療育体制が整備されているという現状がありますので、「仙台市ではどうなっているんですか」なんていう話をよく聞きます。もう少しこの部分の精査が必要かなと思いますので、教えていただきたいなと思っております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

最初のところのアウトプット指標のところなんですけれども、それをそこが強調されないようにするために、多分、先ほどアーチルの所長さんから説明いただいた、経過があつて報告書を出しますということなので、それと計画が合致して行って、アウトカム指標がしっかりできればいいなというところだと思います。

そういうつもりで委員会等々を進めていただいているというふうに私は理解したんですけれども、所長さん、それでよろしいでしょうか。

はい。では、そのところはそういうことでございました。

後のところも、これからセルフプランもたくさんあっていいということではないので、必要な人に必要なサービスが届くようにするためには、やはり計画相談ということも、今、菅野委員がおっしゃったように重要だということで、私、自立支援協議会の委員長なので答えていますけれども、支援課と一緒に必要な人というのはどういう人、優先順位も決めなきゃいけないし、これからしっかりしていかなきゃいけないねということで、かなり早い時期に話を進めるところでございますので、少し見ていただければというふうに思っております。

自立支援協議会でもそこは気づいていまして、そういうところをしっかりと、各専門機関等々とも協働しながらやっていこうということで思っておりますので、実は私も菅野委員と全く同じ意見なので、頑張ります。許してください、それで。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、熊井委員、お願いできますでしょうか。

熊井委員 先ほどの質疑応答の中で話のあった障害者保健福祉計画と、それから障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）のA3の用紙で、現計画の期間の主な取り組みの中で、2つ目の基本方針のところ、重症心身障害児と医療的ケア児などというのが挙げられていて、それに対して、次期計画に向けた課題としては、医療的ケア児と重症心身障害児に加えて強度行動障害というものが挙げられていたんですが、この強度行動障害だけが具体的な、右側にあるくくり出している中ぼつのところであるとか、あるいは裏面にある基本方針、重点取組成果指標というところにも、どこかに含まれているのかなというのが、例えば発達特性とか連携強化などというところに含まれているのかなとは思いつつ、そういう理解でいいのかというところを教えていただきたいというのが1つと、それからあともう1つは、これは日本語だけなのでどうでもいいということでもよかったんですが、一番最初にお話

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

いただいた資料の1-1の理念・基本目標の第3章の理念のところの4段落目の「障害者基本法では」から始まる3行の文章なんですけれど、真ん中にかぎ括弧でくくられた1文があって、その前にも「目指すべき社会像のひとつとして」というのがあるので、かぎ括弧の後ろにも「目指す社会像として」とあるのは、ここの後半のほうは省略してしまって、「目指す社会像のひとつとしてこれが挙げられております」という文章でいいのかなと思います。すみません、しょうもないところですが、以上です。

会 長 重要なところをありがとうございました。
全体のところについては、ご質問あったんですけども、それも踏まえて書き込むということでもよろしいですか。そういう返答でもよろしいでしょうか。ありがとうございました。
では、柴田委員、お願いいたします。

柴田委員 宮城県自閉症協会副会長の柴田です。
感想になるんですけども、次期計画の方向性について（案）というところの基本目標ですね。私たちの協議会の中で、皆さんが意見をいろいろ出し合って伝えていったことがこのような文章になったんだなと思うと、この協議会の意義というのはすごくあるんじゃないかなというふうに思いました。うれしく思いました。ありがとうございます。
それから、もう一つはお願いなんですけども、報告事項で3か所から協議会の報告がありましたけれども、私たち、障害のある方というのは、どのような障害を持っていても一生その障害を持ちながら暮らしていかなければいけないと思うんですね。私たち家族もその子と一緒に生活をしていくわけなんです。それが毎日のことのように連続し、続いていくんです。だから、大変なことだとは思いますが、ここの計画に書かれていることを速やかに検討していただいて、そして具体的に示してほしいなというふうに思います。よりよいものになるようにご検討ください。これがお願いです。
以上です。

会 長 柴田委員のおっしゃることはもっともなことで、そのために計画というのは期限が決まっているので、期間が決まっているので、しっかり実現に向けて行動しなければいけないということで、それはどうしてということ、今、柴田委員にお話しいただいたことをやはり重く受け止めて、我々もモニタリング等々で見ていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
では、西尾委員、よろしいでしょうか。

西尾委員 精神保健福祉に関して感想と意見をお話しさせていただきますと、先ほど「にも

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

包括」のところで審議会の話が出ていましたが、私自身が作業部会のほうに関わっていて、先ほど審議会自体を地域における支援体制のあり方と地域移行の推進という2つのテーマに分けたということですが、実質上、地域における支援体制のあり方を検討すること自体も地域移行と定着の検討をしているということであるという理解を私はしていました。

例えば狭い意味での地域移行だと、長期入院している方を具体的にどう退院支援するか、そのためにグループホームを増やしていくということですが、例えばグループホームの方がこのぐらいの病状の人はちょっとうちでは受けられないといったときに、アウトリーチのほうが充実していればそれが可能になったりするわけです。それから、長期入院の方が退院を決心するといったときに、ピアサポーターが充実していればそういう方が増えるので、もはや支援体制のあり方というよりは地域移行定着そのものを論じているという理解でいました。

実装化に向けては、そういった報告をどう予算化するかということだと思っておりますけれども、いろいろなテーマで、そのアウトプットのところで、例えば障害理解サポーター養成研修開催の回数をアウトプットにしていたり、生活介護事業所の定員数というものをアウトプットにしているわけですから、具体的に検討したところでアウトリーチが重要ということであれば、その研修回数をアウトプットにしたり、ピアサポーター、精神障害の養成したピアサポーター数をアウトプットにしたりとか、そういうことができるので、むしろこういう計画に載っているほうが予算化もしやすいし、そこはむしろ積極的に出していくべきと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、支倉委員、お願いいたします。

支 倉 委 員 宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。
正直に言います、今まで皆さんが聞いているような施設とか何とかで経験したようなことはちょっと私の中ではないので、これを改めて知ったというような感じで、いろいろなことをしているなと感じてしまったのが感想で申し訳ないんですけども。すみません。

会 長 支倉委員、ありがとうございます。
それでは、早坂委員、お願いいたします。

早 坂 委 員 遅参して申し訳ございませんでした。
私もどちらかというと感想に近いところなんですけれども、3つぐらい、今さらというような意見かもしれないんですけども、グループホームの件がご意見としても何件か出ていますし、重症心身障害や強度行動障害に対応したグループホーム

の整備等に対する助成金とかの募集というのも始まっていると思うんですけども、うちの理事長からもよく言われるんですけども、やはり定員10名から20名前後ぐらいのグループホーム1棟だけだと、やはり経営が非常に厳しいというのが現実問題としてありまして、何かに特化したグループホームももちろん大事なんですけれども、日常を支えていくようなグループホームの整備についても経営側として非常にそういったハードルを感じていると。特に夜間対応のグループホームを整備しようと思ったときには、今、孺恋村のほうでも村から委託を受けてグループホームを1件、いや長野原町ですね、群馬県なんですけれども、結局は来年度予算の中で基本的な報酬とは別で町のほうから400万円前後ぐらい、1人分の人件費を上乗せいただくような予算を通していただいているという現状がございまして、なので、ある程度の棟数であったりスピードをつくりながら、職員を兼務させて何とかグループホームを維持しているという状況がありますので、そうしたところをご意見としてひとつお伝えしたいなと。

あと前回、就労の部門、部会の中でも私発言したかもしれないんですけども、やはり本人たちの移動の問題というところを仙台市としてはどうお考えいただいているのかというのは改めてちょっとお伝えしたいなと。地域移行のところもそうですし、職業選択やあるいは何か日常の楽しみを考えたときに、移動の部分で障害をお持ちの部分というのは非常に大きな、自身で運転ができないという方がほとんどでいらっしゃる中で、強度行動障害とかをお持ちの方は特に乗り合いのバスとかに乗れないというところで事業所に相談があったり、あるいはその結果として送迎加算では賄い切れないぐらい送迎の負担というものが各事業所のほうにあるとは思っているので、何かこの辺、事業所のニーズを集約することで効率のいい送迎、移動のところについては何か解消できそうな、各1事業所だけの負担ではなくて、まとめることで何か効率化が図れるのではないかなというのは日々運営しているところなんです。

あと、障害を持った方の自己意思の表現というか、その尊重のところについて、最近、ご家族や本人たちと接する機会が増えていく中で、ちょっと疑問というか、各家庭によってやはり様々な、そこにご本人の意思はちゃんとあるのかなと思う場面を結構目にする事が多くて、どうしても家庭内というところが一つ大きな時間を過ごす場所になってくる環境にあると思うんですけども、やはり障害を持ったご本人の意思というのがしっかり表現されているかどうかというところは、何か支援がもう少し必要なのではないかなというのは日々ちょっと思うところでありました。年齢を重ねていくとそれがより顕著になってきて、親亡き後という問題もあるんですけども、最終的にはやはりご本人に不利益ということではないんですけども、ちょっと何か大変な場面になってくるのを見ていて思ったりもしましたので。これは一意見です。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

今までお話の出ている中で、つらかったのが経営的なことということがあって、いろいろな対応の難しい方について支援しなければいけないということが一方言われているんだけど、しっかりとした評価がないので、それに対応した専門的な支援をすることはなかなか困難、根性で頑張れというか、福祉の心で頑張ってくださいみたいなものでは難しいですよというところもあるので、その辺のお話と、あと早坂委員が最後におっしゃったのは、やはり保護者の方の遠慮と諦めによって成り立っているという今の仕組みが、いつも申し上げることについてのお話だと思って、私は重く受け止めなければいけないというふうに聞かせていただきました。ありがとうございました。

では、三浦先生、お願いいたします。

三浦副会長

基本方針2のところもそうなんですけれども、重症心身障害のところ少しスポットを当てていただいて、今回はヒアリングもさせていただいたりして、ここに挙がっているのはすごく大きな進歩かなというふうに思っております。

ただ、例えば今こういう時期だとどうしたって医療が優先になるので、こういう福祉サービスの利用がすごく減るんですよ。だから、成果指標のところ、利用数じゃなくて事業者の数というところなんですけれども、これはそれでいいかなとも思うんですけども、使わなくてもやはり必要なものはあるというところが評価になるんじゃないかなと思っています。

あと、それが大人になると、今度、方針3のほうになるんですけれども、方針3のほうで、重症心身障害者に対する書き込みが少ないから、このあたり、また違う問題なんかも出てくるので、児だけじゃなくて大人の重症の方に向けたというところにももうちょっとスポットを当てていくといいのかなと。強度行動障害のような物すごく難しい、同じような対応の必要性があると思っています。

いずれしてもこの部分、取りあえず書き込みが増えてよかったなと思っております。

以上です。

会長

ありがとうございました。

皆様にもう一回確認しておきますけれども、中間骨子案ですから。今日の意見を踏まえて、また提案していただくというところ。今日の議論のところについてはしっかりと受け止めていただいて、次に進んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(5) その他

会長

ほかに特にご発言ございますでしょうか。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

なければ、皆様からその他のところで何かございますか。よろしいでしょうか。

私からは、11月11日のココロン・カフェ、ぜひご参加いただければというのを、主催者の仙台市に代わってお願い申し上げますので、ココロン・カフェにはぜひ委員の皆様にも興味を持っていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。ここでやるんですよね。この8階でやりますので、よろしくお願ひいたします。

では、事務局にお返ししたいと思ひます。

事務局 大坂会長、議事進行ありがとうございました。
(小西係長)

(6) 閉会

事務局 最後に、事務的なご連絡を申し上げます。

(小西係長) 本日の議事録については、事務局で案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正のご意見などいただきまして、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見、ご質問などございましたらご意見票にて、期限が短く恐縮ですが、11月2日木曜日までに事務局までお送りいただきますようお願いいたします。こちらの様式は後ほどメールで送付させていただきます。

最後に、次回の協議会の日程についてです。

次回は11月28日火曜日の開催を予定しております。会場は、今回と変わりにまして、オンワードのビルの10階になりますのでご注意願ひます。

それでは、以上をもちまして令和5年度第5回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきましてありがとうございました。

署名人

西尾雅明

